

第3章 小中一貫教育を導入する

本章では、小中一貫教育の導入及びPDCAサイクルの推進を図る上で想定される基本的な事柄や、どの学校でも取り組まなければならない事柄について説明します。

小中一貫教育の導入において、特に意識しておくべきことは、次の通りです。

小中一貫教育を構想する上で最も重要なことは、小中一貫教育は、よりよい教育を実現するための「手段」であって、それ自体が「目的」ではないということ。

この点をおろそかにした取組は、大きな成果につながらないばかりでなく、教職員の多忙感を増大させることにもなりかねません。全国の取組の中には、時折そうした例が見られることもあります。全域での小中一貫教育を掲げている自治体の中にも、必ずしも各学校が小中一貫教育の意義を十分に理解しているとはいえないという状況もみられます。

これから小中一貫教育の導入を検討する設置者・学校においては、一般論や抽象論に陥らないことが重要です。

例えば、第1章で挙げている小中一貫教育が求められる背景や理由は、あくまで一般論ですので、実際には、目の前の地域や学校、子どもたちの実態に当てはまるかを分析するとともに、それら以外にどのような事柄を考慮に入れる必要があるのかを検討することも必要です。

目の前の地域の実情及び子どもたちの学びや育ちの現状と課題を的確に把握し、それらの課題の解決のための「効果的な手段」として小中一貫教育を構想することが極めて重要である。

教育課程の編成・実施に際しては、小中一貫教育を何のために、どのような目標の達成を目指して導入するのが、設置者・学校において明確にされていること。

実施上の工夫は、まず9年間のグランドデザインや学校の教育目標があることが第一です。その上で、それをどのように実現していくのかという発想で検討し、取り組むことが重要です。

平成29年3月告示の学習指導要領では、子どもたちの姿や地域の実情等を踏まえて、各学校が設定する学校教育目標を実現するために、学習指導要領等に基づき教育課程を編成し、それを実施・評価し改善していく、いわゆる「カリキュラム・マネジメント」の実現に向けた取組が重要であることが示されています。さらに、それを通して、学校と地域との連携及び協働により、社会に開かれた教育課程の実現を目指すことが求められています。

目標（Plan）—実行（Do）—評価（Check）—改善（Action）というPDCAサイクルに基づく取組の改善への意識が不可欠であること。

小中一貫教育は息の長い取組であり、時間が経過する中で、徐々に異学年交流などの活動そのものが目的になってしまうことも考えられます。このため、常に何を目指しているのかという根本に立ち返りながら、児童生徒の状況を踏まえて、不断に取組の検証・改善を繰り返すことが必要です。

1 現状把握と課題の特定

(1) 教育委員会による取組の推進

小中一貫教育の導入に当たっては、設置者である教育委員会が、教育長のリーダーシップの下、当該地域の子どもたちにとって小中一貫教育の導入がどのような意義を持つのか十分な検討を行い、保護者や地域住民との話し合いを通じて理解を求めるとともに、校長や教職員に対しても取組への意識が共有されるよう説明や協議等を行うこと。

特に、教育課程の特例については、4－3－2や5－4といった柔軟な学校段階の区切りの設定や、小中学校段階の9年間を一貫させた教育課程の編成など、特色に応じた教育課程について、設置者の判断により実施が可能となっており、設置者として、学習指導要領に定められている内容事項が教育課程全体を通じて適切に取り扱われているか等に配慮しながら、必要な検討を行うことが求められます。

本県の先進的な市町教育委員会でも、小中一貫教育に関する推進計画を作成し、取組を進めている例があります。このような方法をとることにより、市町教育委員会として、

- ・ 小中一貫教育を導入する理由
- ・ 小中一貫教育の定義、目的・目標
- ・ 小中一貫教育の基本方針、目指す子ども像や地域像、教職員像
- ・ 施設形態や学校の種類（義務教育学校なのか小中一貫型小・中学校なのか）

などを明らかにした上で、検証を行いながら学校の取組を推し進めることで、小中一貫教育が継続的で広く効果が求められるものとなります。

(2) 教職員間での共通認識の醸成

教職員間での共通認識を持つためには、まずは、文化が違っているとされている小・中学校において、お互いの実情を知ることが必要であること。

例えば、相互授業参観を行い、それぞれの授業の進め方、カリキュラム編成の違い、児童・生徒指導上の取組の違いなどを、直接見て感じるところからはじめることが大切です。

その上で、小中一貫教育の構想に当たっては、小学校の教職員と中学校の教職員間の議論により、共通認識を醸成するプロセスが重要です。

また、それぞれの学校の子どもたちのよいところや伸ばしたいところ、小中一貫教育の導入により重点的に取り組みたいことなどについてワークショップ等を通じて話し合うことが考えられます。

中学校での学習活動を円滑にするために、小学校の学習指導の改善を求めたり、中学校の生徒指導をしやすくするために、小学校にも同じ約束事を押しつけたりするのではなく、重要なのは、発達の段階を考慮し、9年間の一貫した教育の中で伸ばしたいところや重点的に取り組みたいことについて話し合うということである。

また、課題を共通認識する上で、共通の尺度を用意したり、客観的なデータや具体物を基にして議論したりすることが有効です。

例えば、各種全国調査やとちぎっ子学力学習状況調査なども参考にしながら、中学校区としてデータをきめ細かく取り、分かりやすい形で可視化して共有してみることも考えられます。

特に、一つの中学校に複数の小学校が接続する形態で小中一貫教育を導入する場合においては、具体的な話になればなるほど、A小とC中、B小とC中といった具合に個別の課題が見えてきますが、A小・B小に共通なC中ブロックとしての課題を優先して、全ての小・中学校で共にその課題克服に努めるといった手順を踏むことが現実的です。

小・中学校それぞれの文化を乗り越え、教職員間の共通認識を醸成していくことは、小中一貫教育を進める上で、最も重要である。

教職員間の共通認識を醸成することができれば、この後の取組がスムーズに流れていく可能性が非常に高くなると思われます。そのため、小中一貫教育を推進する市町教育委員会は、教職員間の共通認識の醸成に十分時間をかけて取り組むことが必要です。

なお、県内において、一つの中学校に複数の小学校から進学するような地域において、同じ中学校に通う小学校同士が連携し合う、いわゆる「小・小連携」が深まり、中学校進学に向けた積極的な交流や情報交換を行うことで、同じ小学校教職員間での共通認識の醸成にもつながっているという例もみられます。

(3) 地域とともにある学校づくり

小中一貫教育の導入に当たっては、保護者や地域住民の声を生かし、共に新しい学校づくりを行うという姿勢が大切であり、地域住民等とビジョン・目標を共有し、地域一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」への転換が重要であること。

このような観点から、学校運営協議会等を通じて、地域住民と教育上の課題を共有するとともに、地域の思いや願いを把握し、新たな学校づくりに生かしていくことが考えられます。

そうした中で、例えば、保護者から「家庭学習の習慣の定着が必要である」とか、学校支援活動として登下校時の見守りをしている地域の方々から「挨拶ができるようになってほしい」といった様々な声が出てくるのが想定されます。こうした声や課題も踏まえつつ、具体的な目標を設定することが重要です。

また、このようなプロセスを経ることによって、目標の実現に向けて保護者や地域の方々と協働して取り組みやすくなるのが期待できます。特に、家庭の役割が大きい目標については、学校と保護者が協働して目標を設定していくといった工夫も考えられます。

小中一貫教育の導入を契機として、地域住民や保護者との議論を積み上げ、協力体制を築くことが、よりよい学校づくりにつながります。

【コラム：コミュニティ・スクールと小中一貫教育】

コミュニティ・スクールと小中一貫教育は極めて親和性が高いです。コミュニティ・スクールは、学校と地域をつなぐ仕組みであり、小中一貫教育は、小・中学校の児童生徒間、教職員間をつなぐ取組です。いずれも児童生徒に多様な者との関わりを持たせたいという願いが共通にあることができます。また、コミュニティ・スクールの観点からすれば、小中一貫教育は地域の支援を小・中学校で連続させる仕掛けともいえます。

本県においては、小中一貫教育とコミュニティ・スクールを一体として導入している市町もあります。

現在では、小・中学校間での教職員の異動もありますが、多くは、小学校は小学校、中学校は中学校の教職員を務めるケースがほとんどです。しかし、小学生の保護者は、いずれ中学生の保護者となります。また、地域住民は小学校だけ、中学校だけを見ているわけではありません。その意味では、保護者や地域の視点から見れば、中学校区を単位として学校教育を充実させる取組は、当然であると言えます。中学校区を単位として小・中学校がネットワークを作り、教職員が互いに支援し合う体制を作ることによって、地域住民や保護者が学校を信頼し、課題を共有し、学校を支援する活動が充実します。その意味では、小中一貫教育とコミュニティ・スクールは一体的に推進する意義が大きいものと言えるでしょう。

2 目指す子ども像、具体的目標、評価項目・指標等の設定

(1) 目指す子ども像の設定

学校としてのビジョンのもと、把握された現状と特定された課題や中学校区内の保護者や地域住民の願いを踏まえ、「義務教育段階を終える段階で身に付けておくべき力は何か」という観点から、目指す子ども像を設定すること。

この際、自立した大人をイメージして15歳段階の子ども像を設定することが重要です。

また、15歳段階の子ども像を前提として、各学校段階や学年段階の区切りごとに子ども像を設定し、学校と保護者、地域住民の役割分担も行いながら、各段階での責任を持った取組を強化するという工夫も考えられます。

(2) 具体的目標、評価項目・指標等の設定

「目指す子ども像」の実現に近づくためには、児童生徒の学習の状況や地域の実態等を踏まえ、特定された課題に即したなるべく具体性を持ったものとして目標を設定すること。

評価項目・指標の設定に当たっては、目標を可視化するとともに、関係者が努力の成果を実感してさらなる改善への意欲を高めたり、保護者や地域住民と進むべき方向を共有して協働関係を強化したりできるようにすることが必要です。

例えば、数値によって定量的に評価できる項目と質的な評価項目の双方を組み合わせたり、目標の達成状況を把握するための指標と達成に向けた取組の状況を把握するための指標をそれぞれ設けたりすることも考えられます。

特に、小中一貫教育に取り組む学校においては、その学校が小中一貫教育の取組により目指している効果や実施する取組内容、想定される課題等を踏まえて、評価項目・指標を設定することが考えられます。その際、既存の学校評価の仕組みを有効に生かしていくことが重要です。

以下の項目は、文部科学省の「学校評価ガイドライン」(平成28年改訂)において、義務教育学校、小中一貫教育に取り組む小・中学校において評価項目・指標等を検討する際の視点として挙げられているものです。

【義務教育学校】

- ・ 学年段階の区切りの柔軟な設定とそれらを踏まえた指導計画の実施状況
- ・ 9年間の系統性・連続性を強化した教育課程・指導計画の実施状況
- ・ 学校独自の新教科や領域の指導の実施状況
- ・ 多様な異学年交流の実施状況
- ・ 児童生徒の異学年集団におけるリーダー体験の状況
- ・ 9年間の一貫教育の円滑な実施に必要な組織運営体制の整備
- ・ 学年段階の区切りの変更による教育効果
- ・ 系統性・連続性の強化による学力・学習状況調査の結果の改善
- ・ 独自の新教科等のねらいの達成状況
- ・ 児童生徒のコミュニケーション能力の状況
- ・ 児童生徒の自己肯定感の状況
- ・ 9年間の一貫教育の実施に伴う校務の効率化の状況
- ・ 教職員の負担感・多忙感の緩和状況
- ・ 学習上の悩みを抱える児童生徒への対応状況
- ・ 不登校・いじめ・暴力行為への対応状況
- ・ 後期課程への進学に不安を覚える児童への対応状況
- ・ 小・中学校の授業観・評価観の共有状況
- ・ 小・中学校の指導内容の系統性に関する教職員の理解の状況

【小中一貫型小・中学校】

※上記に記載した例を準用することに加え、特に以下のような例が考えられる。

- ・ 小中一貫教育の円滑な実施に必要な組織運営上の工夫
- ・ 小・中学校の教職員の連携協力による指導等の実施状況
- ・ 同一中学校区内の小学校間の取組の調整状況

他に、小中一貫教育を通じて達成しようとしているねらいを踏まえ、児童生徒の落ち着きや、仲のよい後輩・あこがれる先輩がいる児童生徒の割合などを評価項目・指標とすることなども考えられます。

各地域、各学校の子どもたちの実態を踏まえ、創意工夫を生かして目標を設定することが重要である。

3 具体的な計画づくり

小中一貫教育においても、教育課程の編成の手順は、「小・中学校学習指導要領解説」の総則編で詳しく述べられていますので、ここでは小中一貫教育に関して特に留意すべき点についてまとめています。

(1) 自校の課題や目標との適合性

義務教育9年間を見通した目標の設定とその目標の実現のための指導の一貫性を確保すること。
また、義務教育段階で身に付けておくべき資質・能力をしっかりと育成した上で、高等学校の学びにつなげていく視点を持つこと。

具体的な計画づくりに当たっては、先進事例を研究することが効果的です。その第一歩としては、自らの地域・学校と類似した状況に置かれている地域・学校の工夫を集めることが考えられます。

ただし、いずれも個別地域の個別事例であり、児童生徒の実態はもとより、取組の経緯も施設形態も経過年数も様々であるということに注意が必要です。あくまでも課題や目指す子ども像、目標の実現のための手段として、創意工夫を生かしながら自校に即した小中一貫教育の計画を作る必要があります。

小中一貫教育が多忙感の増大につながらないようにするためにも、「この取組が子どもたちのためになる」、「自校の課題の解決につながる」ということを全教職員が理解した上で、学校がチームとして取組を行える計画づくりが重要である。

(2) ねらいの明確化

個別の取組を計画するに当たっては、ねらいを明確にすること。

特に、小中一貫教育の象徴的な取組でもある、学年段階の区切りの見直し、教科担任制や相互乗り入れ指導、異学年交流などについては、表面的な取組を行うだけでは成果は期待できません。また、系統図の作成についても、いくら精密なカリキュラムを用意しても、それらが実際に指導の改善に生かされなければ意味がありません。

目的と手段を取り違えることなく、ねらいを明確にして実効性のある具体的計画を立てることが期待されます。

(3) 優先順位の決定

計画づくりの際、取り組む項目に優先順位を付けること。

具体的な取組項目の選定・計画に当たっては、地域・学校の置かれた客観的な諸条件や費用対効果を踏まえて優先順位付けを行ったり、行程表を定めて段階的な取組を行ったりすることが必要となります。取り組む項目について適度な絞り込みを行うことにより、教職員全体が目標を明確に捉えることができるようになり、このことは、多忙化を軽減することにもつながります。

なお、小中一貫教育の導入に取り組む学校の多くでは、既に校内研究などで様々な取組を行っていることが想定されます。小中一貫教育を学校全体での取組とする上でも、「後回しにするものを決めたり、取り組まないものを決めたりする」といった「劣後順位」という逆の発想を持って業務のマネジメントを行うことも重要です。

(4) 評価と改善

これまで述べてきたように課題が正確に特定されており、目指す子ども像や具体的な目標、評価項目・指標が設定され、その実現のための計画が策定されていれば、評価を行うことは容易になります。

成果が出ている場合は成果につながった要因を分析し、実践記録として残し、翌年度のカリキュラム等に位置付けていく、成果が出ていない場合は、成果が出ていない理由を分析して改善を図っていくということが基本になります。

このことは、当たり前のことのようにですが、この基本をおさえていない評価活動も散見されます。この点が不明確になっていると、いわゆる「評価疲れ」が生じ、多忙感が増し、多忙化が進むという状況にもなりかねません。

成果や課題は、視覚的に分かりやすい表やグラフなどにより可視化することが重要です。

誰の目にも分かりやすいということは、教職員や学校関係者が成果を実感し、課題に向き合うためにも重要であり、新たに異動してきた教職員が早期に小中一貫教育の意義を共有し、チームの一員として取組を始めるためにも効果的であると言えます。

このような観点から、例えば、授業や行事の振り返りや、児童生徒が制作した感想文や絵画等に見られる変化を記録し、評価資料として蓄積することも考えられます。また、何人かの対象となる児童生徒を定めて、その児童生徒の感想文や振り返りをファイリングし、ポートフォリオ評価を行うといった工夫も考えられます。

小中一貫教育が本質的に中・長期的な要素を持つ取組であるという点について、あらかじめ保護者や地域住民にも丁寧に説明し、共通認識を持ってもらうこと。

子どもの育ちを継続的に見つめている保護者や地域住民の果たす役割も大切になってきます。

評価のプロセスにおいても、保護者や地域住民の関与を求め、参考情報としてアンケートを行うことのほかに、例えば、保護者や地域住民と教職員がワークショップ形式で自由に話し合う中で、多様な成果や課題を記述して取りまとめていくといった方法を採用することも考えられます。

保護者や地域住民など学校外の方々の協力を得て会議等を開催する場合は、小学校、中学校の教育活動や空き時間、保護者・地域住民の時間を調整し、過度な負担がかからないよう配慮しながら行う必要がある。

4 設置者である教育委員会の役割

設置者である教育委員会が、小中一貫教育の実施・改善に果たす役割は非常に大きなものがあります。

小中一貫教育の導入経緯は、各市町によって様々であり、教育委員会が果たすべき役割も広範にわたりますが、特に意識して取り組むことが必要と思われることについて、例を紹介します。

(1) 導入時

市町教育委員会による導入のねらいを検証し、それに基づき、保護者や地域住民に対して、丁寧に説明すること。

特に、学校の統合が付随するような場合には、保護者、地域住民の声を聞きながら、児童生徒にとってどのような意義があるのかを具体的に示すことが求められます。

導入される学校の教職員に対して、どういった効果を求めて導入するのか、考えられる課題とその対応策はどうかを説明したり、それらについて協議したりすること。

取組への意識を共有し、教育委員会と学校が一体となって小中一貫教育の導入を進めることが必要です。

例えば、設置者としてビジョンを示すとともに、小中一貫教育の導入に向けて取り組みたい教育活動を話し合ったり、不安感を解消したりするための教職員のワークショップを開催するといったことも考えられます。

全国的には、小中一貫教育に関する推進計画を作成し、導入を行っている例があります。また、市町教育委員会担当者、小・中学校長が中心となった推進委員会を設置して取組を進めている例もあります。小中一貫教育を単なる合同行事やイベントで終わらせることなく中・長期的なビジョンの下での取組として進める上で、このような方法も効果的だと考えられます。

本県では、設置者として取り込んでほしい内容を示し、その中から実情に応じたものを取り入れて、中学校区ごとにランドデザインを作成してもらう取組を行っている例があります。各地区の特色を生かすとともに、市町としてもある程度共通した方向性を示すことができるといったメリットがあります。

また、小中一貫教育を行う学校の組合せに応じて取組の仕方の工夫を行ったり、促したりすることも教育委員会の大事な役割です。

例えば、一つの中学校区内に複数の小学校があり、「1中学校－複数小学校」の組合せで小中一貫教育を行う場合には、教職員間の交流や研修等を通じて小学校同士のつながりが強まるよう配慮することで、互いの学び合いを通してより質の高い指導や教育課程の編成を行うことが期待されます。

さらに、一つの小学校から複数の中学校に進学するケースにおいては、進学先の違いによって学習内容・方法に過度の差を生じさせないよう、両中学校区で協議を行ったり、共通の目標やカリキュラムを設定したりすることなどを促すことも考えられます。

(2) 実施時

小中一貫教育の取組がスタートしてからも、学校に任せきりにするのではなく、より質の高い取組となるよう学校の創意工夫を後押しすることが必要です。

指導主事等による指導・助言や教職員研修をタイミングを見計らいながら実施したり、PDCAサイクルに対する意識の強化を図ったりすることなどにより、新しい取組が生まれたり、取組が改善されたりするよう、支援を行い続けることが求められます。

また、学校評価の中に、全校共通に小中一貫教育に関わる質問事項を入れて検証することも、教育委員会としてのPDCAサイクルを回す際に参考となります。

そのほか、特に、管理職が交代する際には、新たに赴任する管理職に、これまでの成果と課題を踏まえた明確なミッションを与える必要があります。さらに、乗り入れ指導や小学校高学年における教科担任制の導入に伴い、場合によっては、県教育委員会と連携して、後補充教員の加配等の措置を責任を持って行うことが必要です。

(3) 普及・広報

小中一貫教育は、市町教育委員会の管下の全中学校区で行うことも考えられますし、パイロット的に一部の中学校区で行うことも考えられます。後者の場合においても、小・中学校段階の接続に関する望ましい取組について、他の小・中学校に積極的に普及させることは市町全体の教育の底上げにとって意義が大きいと考えられます。

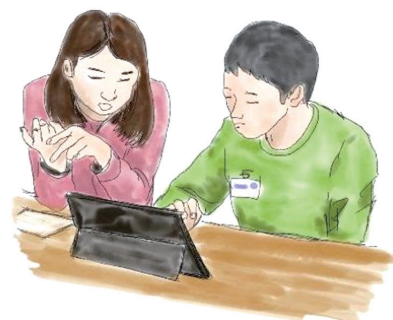
また、小中一貫教育を進めている学校の取組の様子や成果などが、写真や動画などを通じて分かるよう、学校による広報を促したり、教育委員会のウェブサイトで情報提供したりすることも重要です。

こういった広報活動により、保護者や地域住民、他の学校から小中一貫教育の取組についての理解が得られるとともに、取り組んでいる学校の教職員の間でも理解が深まることが期待されます。

(4) 兼務の申請

小中一貫教育を行う併設型小学校・中学校では、一貫教育にふさわしい運営体制の整備が必要ですが、その要件の一つに、「一体的なマネジメントを可能とする観点から、小学校と中学校の管理職を含め全教職員を併任させること」が考えられます。

本県では、平成29年1月5日に栃木県教育委員会事務局教職員課から示された「小学校、中学校及び義務教育学校教職員の兼務に関する実施要項」に基づき、兼務の申請が可能ですので、導入の際は参考にしてください。(次ページ参照)



(参考)

小学校、中学校及び義務教育学校教職員の兼務に関する実施要項

H29.1.5

教職員課

1 趣 旨

この要項は、小学校、中学校及び義務教育学校における教科等の指導の充実や学校間の連携及び活性化を図ること等をねらいとして、県内の公立小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する県費負担教職員〔教諭、助教諭、講師（ただし、非常勤を除く）、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、事務職員、学校栄養職員〕の他校への兼務に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 兼務内容

教諭、助教諭、講師……………教科指導

養護教諭、養護助教諭……………保健指導

栄養教諭、学校栄養職員…食に関する指導

事務職員……………事務処理の学校間連携、効率化・適正化に関する事務

3 兼務形態

原則として同一市町の小学校、中学校及び義務教育学校間

4 兼務の手続き

- (1) 兼務を依頼する学校（以下「兼務校」という）の校長は、当該市町教育委員会と兼務に係る事前協議を行う。
- (2) 当該市町教育委員会の指導のもと、兼務校校長は、兼務する教職員が勤務する学校（以下「本務校」という）の校長と事前協議を行う。
- (3) 本務校校長は、兼務に該当する教職員との事前調整を行い、本人の了解を得る。
- (4) 本務校及び兼務校の校長と当該市町教育委員会は、当該教職員の兼務に係る本協議を行う。
- (5) 兼務校校長は、本務校校長の承諾を得て、「兼務申請書」(様式1)により当該市町教育委員会へ申請する。
- (6) 当該市町教育委員会は、申請書の内容を審査し、適当と認められる場合には、県教育委員会へ内申(様式2)を行う。
- (7) 県教育委員会は、内申を審査し、兼務が適当と認めた場合、発令通知書を作成し、当該市町教育委員会を経て、当該教職員に口頭で発令する。

5 兼務に関する留意事項

- (1) 兼務の期間は、原則として学期を単位として行い、1年間継続することができる。
- (2) 当該教職員の兼務校における勤務については、兼務校校長が監督・指導を行う。必要に応じて、勤務状況について本務校校長に報告する。
- (3) 当該教職員が負担過重にならないように、十分配慮する。当該教諭、助教諭、講師の兼務校の授業時数は、本務校の授業時数を上回らないようにする。
- (4) 本務校校長は、自校の教職員に兼務させようとするときには、本人の意志を十分に確認する。

6 その他

- (1) 兼務に係る手当は、別途支給しない。
- (2) 兼務に関する業務については、本務校からの出張扱いとし、本務校校長が旅行命令（他所属執行の扱い）し、兼務校が旅費を支給する。
- (3) 出勤簿は、本務校において整理し、兼務校には、補助出勤簿をおく。必要に応じて本務校に報告する。
- (4) 市町間での兼務については、当該市町教育委員会での協議の上 兼務が適当と認められた場合、兼務の手続きにしたがって「兼務申請書」を作成し、兼務を依頼する市町教育委員会が県教育委員会に内申する。
- (5) この要項は、平成29年4月1日から適用する。